

在宅医療と関連したサービス

① 介護保険サービス

Q1 対象となるのは?

- A ①65歳以上の介護が必要な方及び日常生活に支援が必要な方
- ②40歳以上65歳未満の方で、国が定めた特定疾患により介護や支援が必要な方

Q2 どこに相談すればいいですか?

- A 市役所の介護保険係または、お近くの地域包括支援センター、居宅介護支援事業所が窓口となっています。

Q3 利用できるサービスは?

- A ホームヘルパー、デイケア、デイサービス、ショートステイ、訪問看護、訪問リハビリサービス、住宅改修、福祉用具のレンタル・購入、グループホーム・介護保険施設入所等です。

② 障がい者サービス

Q1 対象となるのは?

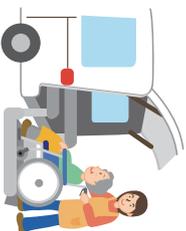
- A 身体障害者、知的障害者の方(ただし65歳以上の方は介護保険が優先されます)

Q2 どこに相談すればいいですか?

- A 市役所の障がい福祉係または、各支所福祉保険係で手続きできます。

Q3 利用できるサービスは?

- A 居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活介護(ケアホーム)、施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)等です。



③ 難病対策

Q1 対象となるのは?

- A 介護保険や身体障害者などに該当せず、指定難病の対象の方

Q2 どこに相談すればいいですか?

- A まずは主治医へ相談しましょう。その際、主治医の診断に基づき、都道府県に申請します。

Q3 利用できるサービスは?

- A 医療費の免除や負担軽減、訪問看護、訪問リハビリサービス、必要時には介護保険サービスや障がい者サービスの利用もできます。



各種サービスの相談は医療機関でも随時受け付けています。
困ったときは、まず受診している医療機関に相談しましょう。

<パンフレットのお申込み先>

佐渡総合病院内 3階

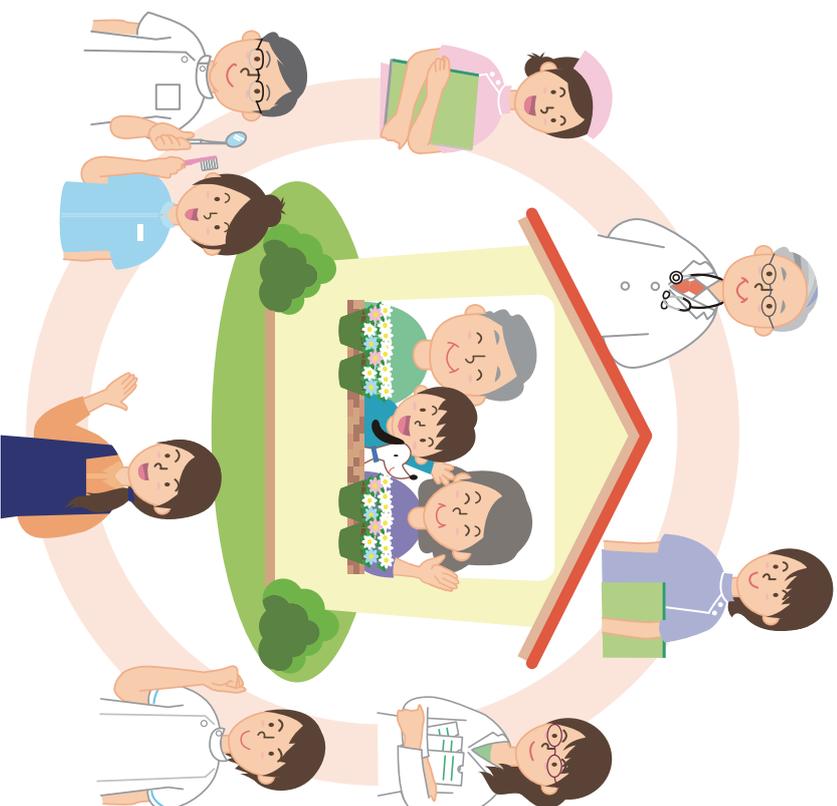
佐渡市在宅医療推進センター

TEL (0259) 63-6376 FAX (0259) 63-6359

ご存知ですか?

在宅医療

について



在宅医療は、「生活の場」で行う医療です

在宅医療とは？

医療従事者が「患者さんの暮らしの場所」で行う医療です。診察室と同じように問診から始まり、基本的な診察を行います。例えば、処方してもらった薬を自宅で飲んだり、注射薬を使用しつつ、住み慣れた自宅等で行う医療、継続する医療のことです。また、近年ではサービス付高齢者住宅など高齢者の方が暮らしやすい、新しい形の「生活の場」も提案され、在宅医療の現場も広がっています。



利用できるのは？

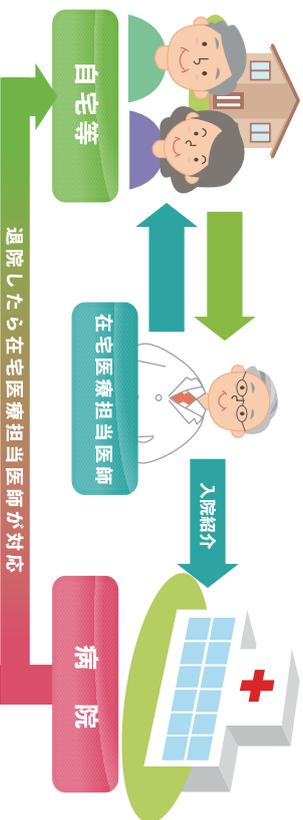
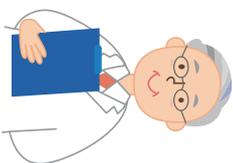
基本的には「通院が困難な者」であり、病気や病状、年齢を問いません。在宅医療は医師の指示により実施されます。

まずかかりつけの医師に相談を！

在宅医療の相談

在宅医療は、「通院が困難な者」を対象に医師の判断で実施されます。在宅医療を希望されるときは、まず受診している医療機関の医師に相談しましょう。定期的に受診している医療機関がないときは、状態に応じた医療機関を受診する必要があります。

相談を受けた医師は、必要に応じて在宅医療サービスを行う医療機関や施設に連絡をとります。病院では、在宅医療の調整を行う部署につないで対応することもあります。



在宅医療サービスの種類

在宅医療サービス開始までの流れ

➊ 訪問診療
医師が定期的に訪問・診察し病状の管理や相談を行います。

➋ 訪問看護
看護師が訪問し、点滴や床ずれの処置などの医療行為や医療・介護の相談、助言などを行います。

➌ 訪問歯科診療
歯科医師が訪問し、義歯の調整や虫歯治療、口腔リハビリなどを行います。

➍ 訪問歯科衛生指導
歯科衛生士が訪問し、歯磨き指導や食事摂取を継続する様々な助言を行います。

➎ 訪問栄養食事指導
栄養士が訪問し、栄養・食事について助言・指導します。

➏ 訪問リハビリテーション
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問し、リハビリを行います。

➐ 訪問薬剤指導
薬剤師が訪問し、薬剤の正しい服用方法等の指導助言を行います。

在宅サービスの費用は内容によって異なるため、サービス提供施設から説明があります。また、在宅医療以外にも利用できる助成制度もあります。次ページを参照して下さい。

あなたの生活をチームで支援します

医師を始め、訪問看護師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、栄養管理士、ケアマネジャー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ホームヘルパー等の医療・介護スタッフがチームとなって、患者さんだけでなく、ご家族もサポートし生活を支援します。

これまでは、人工呼吸器や胃ろう、人工透析、難病等を抱えている方が、治療を行いながら自宅等で生活する事は難しいと考えられていました。近年の医療やケア技術の進歩と、多職種が連携して治療やケアを行うチーム医療体制の構築により、在宅生活は難しいとされていた方でも、自宅など医療機関外でも療養生活を営むことができるようになってきました。



患者（ご家族）の同意契約

在宅医療サービスの開始